

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年 3 月 31 日

火 曜 日

号 外(4)

## 目 次

### 規 則

○富山県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則	1
○富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則	2
○富山県身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する規則	4
○富山県歯科技工士法施行規則の一部を改正する規則	15

### 訓 令

○富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令	
○富山県道路監理員規程の一部を改正する訓令	29

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第31号

富山県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

富山県予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年富山県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、教育長」を削り、「労働委員会事務局長」の次に「、教育次長（教育次長が2人以上あるときは、教育長があらかじめ指定する教育次長。以下同じ。）」を加える。

第4条中「、教育長」を削り、「及び労働委員会事務局長」を「、労働委員会事務局長及び教育次長」に改める。

別表中「及び副知事」を「、副知事及び教育長」に改める。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(財 政 課)

富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第32号

富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（平成12年富山県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第7条第3項ただし書」の次に「（法第17条第4項において準用する場合（薬局製造販売医薬品の製造業者に係るものに限る。）を含む。）を」、「より薬局の管理者」の次に「、医薬品製造管理者」を加え、「店舗又は」を「製造所、店舗又は」に改め、「管理者（」の次に「医薬品製造管理者、」を加え、同条第2項及び第3項中「管理者（」の次に「医薬品製造管理者、」を加える。

第10条各号列記以外の部分中「知事」の次に「（法第39条の2第2項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する許可に係る書類については、富山市長）」を加える。

「 薬 局 の 管 理 者  
店 舗 管 理 者

様式第1号中 医 薬 品 営 業 所 管 理 者 兼 務 許 可 申 請 書 を  
高 度 管 理 医 療 機 器 等 営 業 所 管 理 者  
再 生 医 療 等 製 品 営 業 所 管 理 者  
」

「薬 局 の 管 理 者  
医 薬 品 製 造 管 理 者  
店 舗 管 理 者  
医 薬 品 営 業 所 管 理 者  
高度管理医療機器等営業所管理者  
再生医療等製品営業所管理者  
兼務許可申請書 に、「店舗又は」を「製造所」

、店舗又は」に、「店舗管理者又は」を「医薬品製造管理者、店舗管理者又は」に改め、第 7 条第 3 項ただし書の次に「（同法第 17 条第 4 項において準用する場合（薬局製造販売医薬品の製造業者に係るものに限る。）を含む。）」を加える。

「薬 局 の 管 理 者  
店 舗 管 理 者  
様式第 2 号中 医 薬 品 営 業 所 管 理 者兼務許可証 を  
高度管理医療機器等営業所管理者  
再生医療等製品営業所管理者」

「薬 局 の 管 理 者  
医 薬 品 製 造 管 理 者  
店 舗 管 理 者  
医 薬 品 営 業 所 管 理 者  
高度管理医療機器等営業所管理者  
再生医療等製品営業所管理者  
兼務許可証 に改め、第 7 条第 3 項ただし書の」

次に「（同法第 17 条第 4 項において準用する場合（薬局製造販売医薬品の製造業者に係るものに限る。）を含む。）」を加え、「店舗又は」を「製造所、店舗又は」に改める。

「薬 局 の 管 理 者  
店 舗 管 理 者  
様式第 3 号中 医 薬 品 営 業 所 管 理 者兼務廃止届出書 を  
高度管理医療機器等営業所管理者  
再生医療等製品営業所管理者」

「薬局の管理者  
医薬品製造管理者  
店舗管理者  
医薬品営業所管理者  
高度管理医療機器等営業所管理者  
再生医療等製品営業所管理者  
」  
兼務廃止届出書 に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(くすり政策課)

富山県身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第33号

富山県身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する規則

富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第7号(5)を次のように改める。

様式第 7 号(5) (第 3 条関係)

聴覚・平衡・音声・言語又はそしやくの機能障害の状態及び所見

〔はじめに〕 <認定要領を参照のこと>

この診断書においては、以下の 4 つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□にレを入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしやく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもつて決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもつて等級決定することはない）。

- 聴覚障害→1に記載すること。
- 平衡機能障害→2に記載すること。
- 音声・言語機能障害→3に記載すること。
- そしやく機能障害→4に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 聴力（会話の音域の平均聴力レベル）

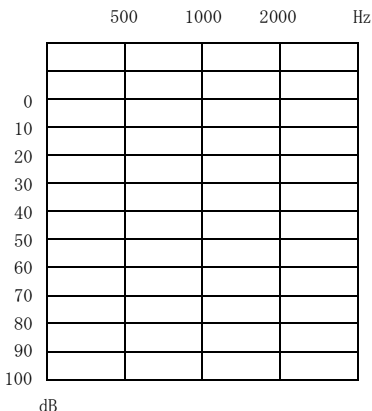
右	d B
左	d B

(4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載する。）

ア 純音による検査  
オージオメータの型式\_\_\_\_\_

(2) 障害の種類

伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴



(3) 鼓膜の状態

(右) (左)



イ 語音による検査

語音明瞭度	右	%
	左	%

- (5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況 有 ・ 無  
 (注) 2 級と診断する場合、記載すること。

- 2 「平衡機能障害」の状態及び所見  
 3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見  
 4 「そしやく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□にレを入れ、さらに①又は②の該当する□にレ又は（ ）内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」
- そしやく・嚥下機能の障害  
 → 「① そしやく・嚥下機能の障害」に記載すること。
  - 咬合異常によるそしやく機能の障害  
 → 「② 咬合異常によるそしやく機能の障害」に記載すること。

① そしやく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他

[ ]

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

＜参考＞ 各器官の観察点

- ・口唇、下顎<sup>がく</sup>：運動能力、不随意運動の有無、反射異常  
ないしは病的反射
- ・舌<sup>がいの</sup>：形状、運動能力、反射異常
- ・軟口蓋<sup>がい</sup>：挙上運動、反射異常
- ・声帯<sup>か</sup>：内外転運動、梨状窩<sup>か</sup>の唾液貯留

- 所見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。）

[  
]  
]

イ 嚥<sup>えん</sup>下状態の観察と検査

＜参考 1＞ 各器官の観察点

- ・口腔内保持<sup>くう</sup>の状態
- ・口腔<sup>くう</sup>から咽頭<sup>いん</sup>への送り込みの状態
- ・喉頭挙上と喉頭<sup>くう</sup>内腔の閉鎖の状態
- ・食道入口部の開大と流動物 (bolus) <sup>えん</sup>の送り込み

＜参考 2＞ 摂取できる食物の内容と誤嚥<sup>えん</sup>に関する観察点

- ・摂取できる食物の内容（固形物、半固形物、流動食）
- ・誤嚥<sup>えん</sup>の程度（毎回、2 回に 1 回程度、数回に 1 回、ほとんど無し）

- 観察・検査の方法
  - エックス線検査（  
）
  - 内視鏡検査（  
）
  - その他（  
）
- 所見（上記の枠内の＜参考 1＞と＜参考 2＞の観察点から、  
嚥<sup>えん</sup>下状態について詳細に記載すること。）

[  
]  
]

② 咬合<sup>こう</sup>異常によるそしやく機能の障害

a 障害<sup>こう</sup>の程度

- 著しい咬合<sup>こう</sup>障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
- その他<sup>えん</sup>

[  
]  
]

b 参考となる検査所見（咬合異常<sup>こうごう</sup>の程度及びそしやく機能の観察結果）

ア 咬合異常<sup>こうごう</sup>の程度（そしやく運動時又は安静位咬合<sup>こうごう</sup>の状態を観察する。）

[ ]

イ そしやく機能（口唇・口蓋裂<sup>がい</sup>では、上下顎<sup>がく</sup>の咬合関係や形態異常等を観察する。）

[ ]

(2) その他（今後の見込み等）

[ ]

(3) 障害程度の等級

（下の該当する障害程度の等級の項目の□にレを入れること。）

①「そしやく機能の喪失」（3級）とは、経管栄養以外に方法のないそしやく・嚥下<sup>えん</sup>機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢<sup>しゅう</sup>神経障害によるもの
- 外傷・腫瘍切除等による顎<sup>がく</sup>（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしやく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

②「そしやく機能の著しい障害」（4級）とは、著しいそしやく・嚥下<sup>えん</sup>機能又は咬合異常によるそしやく機能の著しい障害をいう。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢<sup>しゅう</sup>神経障害によるもの
- 外傷・腫瘍切除等による顎<sup>がく</sup>（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしやく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

〔記入上の注意〕

(1) 聴力障害の認定にあたっては、J I S規格によるオーディオメータで



測定すること。

d B 値は、周波数 500、1000、2000Hz において測定した値をそれぞれ a、b、c とした場合、 $\frac{a + 2b + c}{4}$  の算式により算定し、a、b、c のうちいずれか 1 又は 2 において 100 d B の音が聴取できない場合は、当該 d B 値を 105 d B として当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。

- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）の提出を求めるものとする。
- (3) 小腸機能障害を併せ持つ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

様式第 7 号(10)を次のように改める。







様式第 7 号(12)中「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見（13歳以上用）」を「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状態及び所見（13歳以上用）」に、「Western blot 法」を「Western Blot 法」に、

「2 月以上続く。」を「2 か月以上続く。」に、

「「等級表解説」6 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害  
を  
(1)のアの(ア)の j に示す日和見感染症の既往がある。」

「「身体障害認定基準」6 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害(1)のアの(ア)の j に示す日和見感染症の既往がある。」に改める。

様式第 7 号(13)中「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見（13歳未満用）」を「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状態及び所見（13歳未満用）」に、「Western blot 法」を「Western Blot 法」に、

「注 「免疫学的分類」の欄では、「等級表解説」6 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害(2)のイの(イ)による程度を○で囲むこと。」を

「注 「免疫学的分類」の欄では、「身体障害認定基準」6 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害(2)のイの(イ)による程度を○で囲むこと。」に、

「1 月以上続く発熱」を「1 か月以上続く発熱」に、

「生後 1 月以前に発症したサイトメガロウイルス感染」を

「生後 1 か月以前に発症したサイトメガロウイルス感染」に、

「生後 1 月以前に発症した単純ヘルペスウイルス気管支炎、肺炎又は食道炎」を

「生後 1 か月以前に発症した単純ヘルペスウイルス気管支炎、肺炎又は食道炎」に、

「生後 1 月以前に発症したトキソプラズマ症」を

「生後 1 か月以前に発症したトキソプラズマ症」に、

「6 月以上の小児に 2 月以上続く口腔咽頭カンジダ症」を

「6 か月以上の小児に 2 か月以上続く口腔咽頭カンジダ症」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県身体障害者福祉法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(障害福祉課)

富山県歯科技工士法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第34号

富山県歯科技工士法施行規則の一部を改正する規則

富山県歯科技工士法施行規則（平成11年富山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「省令第10条」を「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第51号）附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の省令第10条」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(医 務 課)

~~~~~  
**訓 令**  
~~~~~

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県訓令第10号

本 庁  
出先機関

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令

第 1 条 富山県事務決裁規程（昭和62年富山県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 20 号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとする。

第 5 条第 4 項を削る。

別表第 2 の 1 の表中

知事政 策局			首都圏本部 次に掲げる事項の 支出負担行為及び支 出命令に関する事 こと。 ア 旅費 イ 1 件 50 万円未 満の諸費 ウ 1 件 500 万円 未満の負担金、 補助及び交付金
-----------	--	--	---

を

知事政 策局	(1) 中学校及び高等 学校の収容定員に 係る学則の変更の 認可に関する事 こと。 (2) 幼稚園、専修学 校及び各種学校を 設置する学校法人 の設立等の認可に 関すること。 (3) 幼稚園、専修学 校及び各種学校の 設置等の認可に 関すること（室課長 の専決事項に係る	(1) 学校法人の寄 附行為の変更の 認可に関する事 こと。 (2) 幼稚園及び各 種学校の収容定 員に係る学則の 変更の認可に 関すること。 (3) 専修学校の目 的の変更の認可 に関する事 こと。 (4) 公立大学法人 富山県立大学に	首都圏本部 次に掲げる事項の 支出負担行為及び支 出命令に関する事 こと。 ア 旅費 イ 1 件 50 万円未 満の諸費 ウ 1 件 500 万円 未満の負担金、 補助及び交付金 体育施設 次に掲げる県営体 育施設の利用時間の 変更に関する事 こと。
-----------	---	---	--



<p>ものを除く。)。 (4) 富山県奨学資金 (大学院奨学資金に限る。) の貸与者の決定及び返還の免除に関すること。 (5) 公立大学法人富山県立大学に係る認可、承認及び監督に関すること (室課長の専決事項に係るものを除く。)</p>	<p>係る認可、承認及び監督に係る届出の受理に関すること。</p>	<p>ア 総合体育センター イ 高岡総合プール ウ 富山武道館 エ 高岡武道館 オ 富山弓道場 カ 福光射撃場 キ スキージャンプ場 ク 漕艇場 ケ 上市カヌー競技場 コ 西部体育センター</p>
--	-----------------------------------	--

に改め、同表観光・地域振興局国際・日本海政策課の項中  
「国際・日本海政策課」 を

「国際課」  
 に改め、同表中

<p>文書学術課</p>	<p>(1) 公益信託の引受けの許可に関すること。 (2) 宗教法人の規則の認証に関すること。</p>	<p>(1) 行政書士会の会則の変更の認可に関すること。 (2) 特例民法法人 (国家公安委員会の所管事項に</p>	<p>公文書館 公文書等の記録の閲覧、複写、貸出し及び出版物等への掲載の承認に関すること。</p>
--------------	---	--	---

(3) 中学校及び高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可に関すること。	係る事業を目的とするものを除く。)の合併の認可、残余財産処分の許可、基本財産処分の承認、解散の承認等に関すること。	県立大学 (1) 教育研究に係る寄附の受入れに関すること(感謝状等の贈呈を含む。)
(4) 幼稚園、専修学校及び各種学校を設置する学校法人の設立等の認可に関すること。	3) 公益法人の財産目録等及び移行法人の公益目的支出計画実施報告書の閲覧又は謄写に関すること。	(2) 次に掲げる事項の支出負担行為及び支出命令に関すること。
(5) 幼稚園、専修学校及び各種学校の設置等の認可に関すること(室課長の専決事項に係るものを除く。)	4) 公益信託の信託の条項の変更の認可に関すること。	ア 1件 100万円未満の報償費(非常勤の嘱託及び講師に対するものにあつては、金額にかかわらず。)
(6) 富山県奨学資金(大学院奨学資金に限る。)の貸与者の決定及び返還の免除に関すること。	5) 宗教法人の規則の変更の認証に関すること。	イ 旅費 ウ 1件 500万円未満の負担金、補助及び交付金
	(6) 宗教法人の過料に関すること。	エ 1件 2,000万円未満の委託料(庁舎の維持管理及び機械器具類等の保守管理に係るものを除く。)
	(7) 学校法人の寄附行為の変更の認可に関すること。	オ 1件 1,000万円未満の教育研究用の備品購入費(自動車に係
(6) 富山県奨学資金(大学院奨学資金に限る。)の貸与者の決定及び返還の免除に関すること。	(8) 幼稚園及び各種学校の収容定員に係る学則の	

		変更の認可に関するものを除く。)	
		すること。 (9) 専修学校の目的の変更の認可に関すること。	(3) 公舎の使用に関すること。 (4) 非常勤講師の任免に関すること。 (5) 県立大学の入学考査料の徴収の猶予の決定に関すること。 (6) 県立大学の授業料及び入学料の減免並びに徴収の猶予の決定に関すること。

を

「	文書総務課	(1) 公益信託の引受けの許可に関すること。 (2) 宗教法人の規則の認証に関すること。	(1) 行政書士会の会則の変更の認可に関すること。 (2) 公益法人の財産目録等及び移行法人の公益目的支出計画実施報告書の閲覧又は謄写に関すること。 (3) 公益信託の信託の条項の変更の認可に関すること。 (4) 宗教法人の規	公文書館 公文書等の記録の閲覧、複写、貸出し及び出版物等への掲載の承認に関すること。
---	-------	---	--	---

			則の変更の認証 に関する事 こと。 (5) 宗教法人の過 料に関する事 こと。
--	--	--	--

に改め、同表生活環境文化部県民生活課の項部局長専決事項の欄第 2 号中「第 7 条」を「第 4 条第 2 項」に、「指示」を「資料の提出」に改め、同欄第 3 号中「第 8 条第 1 項」を「第 6 条」に、「消費者庁長官に対する措置請求」を「措置命令」に改め、同欄第 4 号中「第 9 条第 2 項」を「第 9 条第 1 項」に改め、同表生活環境文化部環境政策課の項部局長専決事項の欄第 34 号及び第 35 号を次のように改める。

(34) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン類法」という。）第 18 条及び第 49 条の規定による勧告及び命令に関する事  
こと。

(35) フロン類法第 35 条の規定による登録の取消し等に関する事  
こと。

別表第 2 の 1 の表生活環境文化部環境政策課の項室課長専決事項の欄第 41 号から第 43 号までを次のように改める。

(41) フロン類法による登録に関する事（生活環境文化部長の専決事項に係るものを除く。）。

(42) フロン類法第 17 条及び第 48 条の規定による指導及び助言に関する事  
こと。

(43) フロン類法第 91 条の規定による報告の徴収及び同法第 92 条の規定による立入検査に関する事  
こと。

別表第 2 の 1 の表生活環境文化部自然保護課の項部局長専決事項の欄に次の 5 号を加える。

(11) 立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例（以下「排出ガス条例」という。）第 5 条及び第 7 条の規定による勧告に関する事  
こと。

(12) 排出ガス条例第 8 条の規定による公表に関する事  
こと。

(13) 富山県希少野生動植物保護条例第 8 条の規定による指定希少野生動植物の指定に関する事  
こと。

(14) 富山県希少野生動植物保護条例第 19 条、第 20 条及び第 21 条の規定による生息地等保護区、管理地区及び立入制限地区の指定に関する事  
こと。

(15) 富山県希少野生動植物保護条例第34条の規定による希少野生動植物保護監視員の任免に関すること。

別表第2の1の表生活環境文化部自然保護課の項室課長専決事項の欄に次の6号を加える。

(20) 排出ガス条例第6条の規定による報告の徴収及び立入調査に関すること。

(21) 富山県希少野生動植物保護条例第12条の規定による許可に関すること。

(22) 富山県希少野生動植物保護条例第20条第4項の規定による許可に関すること。

(23) 富山県希少野生動植物保護条例第21条第4項第3号の規定による許可に関すること。

(24) 富山県希少野生動植物保護条例第28条第2項の規定による確認に関すること。

(25) 富山県希少野生動植物保護条例第28条第3項の規定による認定に関すること。

別表第2の1の表生活環境文化部環境保全課の項部局長専決事項の欄第20号中「第3条第3項」を「第3条第4項」に、「及び第5条第1項」を「、第5条第1項、第36条第3項及び第39条」に改め、同欄中第43号を第44号とし、第26号から第42号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 土染法第42条の規定による指定の取消しに関すること。

別表第2の1の表生活環境文化部環境保全課の項室課長専決事項の欄第2号中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に改め、同欄中第37号を第38号とし、第6号から第36号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第5号中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、同号を同欄第6号とし、同欄第4号中「同条第5項」を「同条第6項」に改め、同号を同欄第5号とし、同欄第3号の次に次の1号を加える。

(4) 土染法第3条第1項の規定による指定に関すること。

別表第2の1の表厚生部厚生企画課の項部局長専決事項の欄に次の2号を加える。

(11) 社会福祉主事養成機関及び社会福祉主事資格認定講習会の指定及び指定の

取消しに関すること。

- (12) 社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の指定及び指定の取消しに関すること。

別表第 2 の 1 の表厚生部厚生企画課の項室課長専決事項の欄に次の 2 号を加える。

- (27) 社会福祉主事養成機関及び社会福祉主事資格認定講習会の監督、各種変更の承認、報告の徴収及び指示並びに各種変更の届出及び報告の受理に関すること。
- (28) 社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の各種変更の承認、報告の徴収及び指示並びに各種変更の届出及び報告の受理に関すること。

別表第 2 の 1 の表厚生部厚生企画課の項出先機関の長専決事項の欄に次の 2 号を加える。

- (3) 難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）及び児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給認定の変更に関すること（健康課長の専決事項に係るものを除く。）。
- (4) 難病法施行規則第 13 条第 2 項及び児童福祉法施行規則第 7 条の 9 第 3 項に規定する届出書の受理に関すること。

別表第 2 の 1 の表厚生部児童青年家庭課の項部局長専決事項の欄中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同欄第 2 号中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に改め、同号を同欄第 3 号とし、同欄第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可及び認可の取消し、改善勧告及び改善命令並びに事業停止命令に関すること。

別表第 2 の 1 の表厚生部医務課の項部局長専決事項の欄第 4 号中「准看護師養成所」を「保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士又は柔道整復師の養成所又は養成施設」に改め、同欄中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) はり師又はきゅう師の養成施設の認定に関すること。

別表第 2 の 1 の表厚生部健康課の項室課長専決事項の欄第 4 号中「母子保健法」の次に「、難病法及び児童福祉法（指定小児慢性特定疾病医療機関に限る。）」を加え、同欄第 5 号中「療育の医療の給付」の次に「及び小児慢性特定疾病医療費」を加え、「及び障害者総合支援法」を「、障害者総合支援法」に改め、「精神通院医療の給付に係るものに限る。）」の次に「及び難病法」を加え、同欄に次の 3 号を加える。

- (17) 難病法及び児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給認定に関すること。
- (18) 難病法及び児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給認定の変更（指定難病の名称の変更に限る。）に関すること。
- (19) 難病法及び児童福祉法による指定医に関すること（小児慢性特定疾病に係るものに限る。）。

別表第 2 の 1 の表厚生部生活衛生課の項部局長専決事項の欄中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 食鳥検査法による食鳥処理衛生管理者の養成施設及び講習会の登録及び登録の取消しに関すること。

別表第 2 の 1 の表厚生部生活衛生課の項部局長専決事項の欄中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 食品衛生法による食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設並びに食品衛生管理者の講習会の登録及び登録の取消しに関すること。

別表第 2 の 1 の表厚生部生活衛生課の項部局長専決事項の欄に次の 4 号を加える。

- (12) 理容師法による理容師養成施設の指定及び指定の取消しに関すること。
- (13) 美容師法による美容師養成施設の指定及び指定の取消しに関すること。
- (14) 製菓衛生師法による製菓衛生師養成施設の指定及び指定の取消しに関すること。
- (15) 調理師法による調理師養成施設の指定及び指定の取消しに関すること。

別表第 2 の 1 の表厚生部生活衛生課の項室課長専決事項の欄中第 8 号を第 10 号

とし、第 5 号から第 7 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 4 号を第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 食鳥検査法施行令による食鳥処理衛生管理者の養成施設及び講習会の届出の受理等に関すること。

別表第 2 の 1 の表厚生部生活衛生課の項室課長専決事項の欄中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 食品衛生法施行令による食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設並びに食品衛生管理者の講習会の届出の受理等に関すること。

別表第 2 の 1 の表厚生部生活衛生課の項室課長専決事項の欄に次の 4 号を加える。

- (11) 理容師養成施設指定規則による理容師養成施設の変更の承認等に関すること。

- (12) 美容師養成施設指定規則による美容師養成施設の変更の承認等に関すること。

- (13) 製菓衛生師法施行規則による製菓衛生師養成施設の変更の承認等に関すること。

- (14) 調理師法施行規則による調理師養成施設の変更の承認等に関すること。

別表第 2 の 1 の表厚生部くすり政策課の項部局長専決事項の欄第 6 号中「指定薬物で」を「指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物で」に、「及び指定薬物の廃棄等」を「、指定薬物の廃棄等及び指定薬物の広告の中止等」に改め、同項室課長専決事項の欄第 2 号中「指定薬物等」を「指定薬物若しくはその疑いがある物品又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」に改め、同表商工労働部経営支援課の項部局長専決事項の欄中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、同欄第 6 号中「第 24 条の 6 の 11 第 2 項」を「第 24 条の 6 の 12 第 2 項」に改め、同号を同欄第 4 号とし、同表農林水産部農林水産企画課の項出先機関の長専決事項の欄第 15 号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同表中



「	農村整備課	(1) 土地改良事業の換地処分に関する こと。 (2) 土地改良事業等に に係る異議の申出	(1) 換地計画の認可に 関すること。 (2) 農地等の交換 分合計画の認可に 関すること。	」
---	-------	--	--	---

を

「	農村整備課	(1) 土地改良事業の換地処分に関する こと。 (2) 土地改良事業等に に係る異議の申出	(1) 換地計画の認可に 関すること。 (2) 農地等の交換 分合計画の認可に 関すること。	小矢部川ダム管理事務所 ダム管理区域内の 立入りの禁止又は制限に 関すること。」
---	-------	--	--	---

に改め、同表農林水産部農村整備課の項部局長専決事項の欄に次の 3 号を加える。

- (12) 土地改良財産用途の廃止及び変更並びに所管換えに関すること。
- (13) 土地改良財産の目的外使用の許可に関すること（農林振興センター所長の専決事項に係るものを除く。）。
- (14) 河川法第 23 条の許可の申請に関すること。

別表第 2 の 1 の表中

「	農村振興課	(1) 土地改良財産用途の廃止及び変更 並びに所管換えに 関すること。 (2) 土地改良財産の 目的外使用の許可 に関すること（農 林振興センター所 長の専決事項に係 るものを除く。）。 (3) 河川法第 23 条の 許可の申請に關す		小矢部川ダム管理事務所 ダム管理区域内の 立入りの禁止又は制限に 関すること。」
---	-------	---	--	---

	ること。 (4) 特定農山村における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律による農林業等活性化基盤計画の承認に関すること。 (5) 山村振興対策事業の基本計画の認定及び変更承認に関すること。		
を	「	森林政(1) 森林法第50条及	(1) 森林施業計画

「

森林政(1) 森林法第50条及 (1) 森林経営計画

に改め、同表土木部管理課の項出先機関の長専決事項の欄第57号中「第28条」を「第30条」に、「第21条」を「第22条」に改め、同欄第58号中「第9条第1項及び第16条第1項」を「第10条第1項及び第17条第1項」に、「第14条」を「第15条」に改め、同欄第59号中「第13条」を「第14条」に改め、同欄第60号中「第17条」を「第18条」に改め、同欄第61号中「第20条」を「第21条」に改め、同欄第62号中「第22条」を「第23条」に改め、同欄第73号中「第6条の2第10項」を「第6条の2第5項」に、「第11項」を「第6項」に改め、同欄第74号中「仮使用の承認」を「安全上、防火上及び避難上支障がないことの認定」に改め、同表土木部砂防課の項部局長専決事項の欄第4号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同欄第5号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同欄第6号中「第25条第1項」を「第26条第1項」に改め、同項室課長専決事項の欄中第5号を第7号とし、同欄第4号中「第6条第3項及び第8条第3項」を「第7条第3項及び第9条第3項」に改め、同号を同欄第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 土砂災害防止法第27条第1項の規定による通知及び周知させるための措置に関すること。

別表第2の1の表土木部砂防課の項室課長専決事項の欄第3号の次に次の1号を加える。

(4) 土砂災害防止法第4条第2項の規定による通知及び公表に関すること。

別表第3の(1)の表中

「観光・地域振興局長		次 長	主 務 課 長	連 絡 課 長
------------	--	-----	---------	---------

を

「観光・地域振興局長	課（地方創生推進室に置かれた課を除く。）の所掌に属する事務	次 長	主 務 課 長	連 絡 課 長
	地方創生推進室に置かれた課の所掌に属する事務	地方創生推進室長	主 務 課 長	連 絡 課 長

に改める。

別表第3の(2)の表中

「公文書館長 県立大学長  大学事務局長 大学事務局の 課長	教育に関する事務	主 務 課 長 工学部長及び 工学研究科長	管 理 課 長 学長があらかじめ指定する教育職員	主 務 課 長 主務課長補佐
	その他の事務	事 務 局 長 次 長 課長補佐	次 長 主 務 課 長  主務係長	

を

「公文書館長 | | 主務課長 | 管理課長 | |」  
に改める。

別表第4第1項中「(県立大学教員(助手を含む。))に関するものを除く。)」を削り、同表第4項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 軽易な変更

**第2条** 富山県事務決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第2の1生活環境文化部自然保護課の項部局長専決事項の欄第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護法」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護管理法」に改め、同欄中第15号を第16号とし、第4号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第3号中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に、「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改め、同号を同欄第4号とし、同欄第2号中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、同号を同欄第3号とし、同欄第1号の次に次の1号を加える。

(2) 鳥獣保護管理法第18条の2の規定による鳥獣捕獲等事業の認定に関すること。

別表第2の1の表生活環境文化部自然保護課の項室課長専決事項の欄第1号及び第2号中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、同欄中第25号を第26号とし、第4号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第3号中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、同号を同欄第4号とし、同欄第2号の次に次の1号を加える。

(3) 鳥獣保護管理法第38条の2の規定による許可に関すること。

**附 則**

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成27年5月29日

(2) 第1条中別表第2の1の表土木部管理課の項出先機関の長専決事項の欄第73号及び第74号の改正規定 平成27年6月1日

(人 事 課)

富山県道路監理員規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県訓令第11号

土木部道路課

土木センター

富山県道路監理員規程の一部を改正する訓令

富山県道路監理員規程（平成7年富山県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

#### 別表（第2条関係）

区分	職
土木部道路課	課長 主幹 課長補佐 係長
新川土木センター （新川土木センター入善土木事務所を除く。）	所長 次長 企画管理課長 工務第一課長 企画管理課の業務班長並びに業務班の副主幹（道路の管理に関する事務を担当する者に限る。）及び係長（道路の管理に関する事務を担当する者に限る。） 工務第一課の班長、副主幹及び係長 工務第一課の上席専門員、主任専門員、主任、技能主任専門員、技能主任、技能主事及び技師
新川土木センター入善土木事務所	所長 所長代理 業務課長 工務課長 業務課の副主幹（道路の管理に関する事務を担当する者に限る。）及び係長（道路の管理に関する事務を担当する者に限る。） 工務課の道路班長並びに道路班の副主幹及び係長 工務課道路班の上席専門員、主任専門員、主任、技能主任専門員、技能主任、技能主事及び技師
富山土木センター （富山土木センター立山土木事務所を除く。）	所長 次長 企画管理課長 施設管理課長 工務第一課長 工務第三課長 企画管理課の業務班長並びに業務班の副主幹（道路の管理に関する事務を担当する者に限る。）及び係長（道路の管理に関する事務を担当する者に限る。） 施設管理課の班長、副主幹及び係長 工務第一課の班長、

	<p>副主幹及び係長 工務第三課の班長、副主幹及び係長 施設管理課の上席専門員、主任専門員、主任、技能主任 専門員、技能主任、技能主事及び技師 工務第一課の上 席専門員、主任専門員、主任、技能主任専門員、技能主 任、技能主事及び技師 工務第三課の上席専門員、主任 専門員、主任、技能主任専門員、技能主任、技能主事及 び技師</p>
富山土木センター立山 土木事務所	<p>所長 所長代理 業務課長 工務課長 業務課の副主幹 (道路の管理に関する事務を担当する者に限る。)及び 係長(道路の管理に関する事務を担当する者に限る。) 工務課の道路班長並びに道路班の副主幹及び係長 工務 課道路班の上席専門員、主任専門員、主任、技能主任專 門員、技能主任、技能主事及び技師</p>
高岡土木センター (高岡土木センター氷 見土木事務所及び高岡 土木センター小矢部土 木事務所を除く。)	<p>所長 次長 企画管理課長 施設管理課長 工務第一課 長 企画管理課の業務班長並びに業務班の副主幹(道路 の管理に関する事務を担当する者に限る。)及び係長 (道路の管理に関する事務を担当する者に限る。) 施 設管理課の班長、副主幹及び係長 工務第一課の班長、 副主幹及び係長 施設管理課の上席専門員、主任専門員、 主任、技能主任専門員、技能主任、技能主事及び技師 工務第一課の上席専門員、主任専門員、主任、技能主任 専門員、技能主任、技能主事及び技師</p>
高岡土木センター氷見 土木事務所及び高岡土 木センター小矢部土木 事務所	<p>所長 所長代理 業務課長 工務課長 業務課の副主幹 (道路の管理に関する事務を担当する者に限る。)及び 係長(道路の管理に関する事務を担当する者に限る。) 工務課の道路班長並びに道路班の副主幹及び係長 工務 課道路班の上席専門員、主任専門員、主任、技能主任專 門員、技能主任、技能主事及び技師</p>
砺波土木センター	<p>所長 次長 企画管理課長 工務第一課長 企画管理課 の業務班長並びに業務班の副主幹(道路の管理に関する 事務を担当する者に限る。)及び係長(道路の管理に関 する事務を担当する者に限る。) 工務第一課の班長、 副主幹及び係長 工務第一課の上席専門員、主任専門員、</p>

	主任、技能主任専門員、技能主任、技能主事及び技師
--	--------------------------

**附 則**

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(道 路 課)

---

